

近運技整第 198 号
令和 8 年 8 月 19 日

一般社団法人 近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車の 3 ヶ月定期点検実施状況の確認・指導について

令和 8 年度の自動車点検整備推進運動の実施にあたり、先般、「自動車点検整備推進運動強化月間の実施細目について」(令和 8 年 6 月 26 日付、近運技整第 138 号、近運技保第 70 号、近運技技第 225 号)によりご協力を依頼したところですが、当該実施細目の中で、近畿運輸局管内の運輸支局等の取組みとして、「事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前の周知を行った上で中間の点検(3 ヶ月定期点検等)の実施状況についても確認し指導等を行う。」こととしており、別添の掲示例を窓口に掲示する等して周知しております。

つきましては、傘下会員に対し、自動車点検整備推進運動強化月間の期間中に前検査でユーザー車検を受検する場合には、直近の点検整備記録簿の提示が必要となる旨、周知していただきたくご協力方お願いいたします。

